



広報

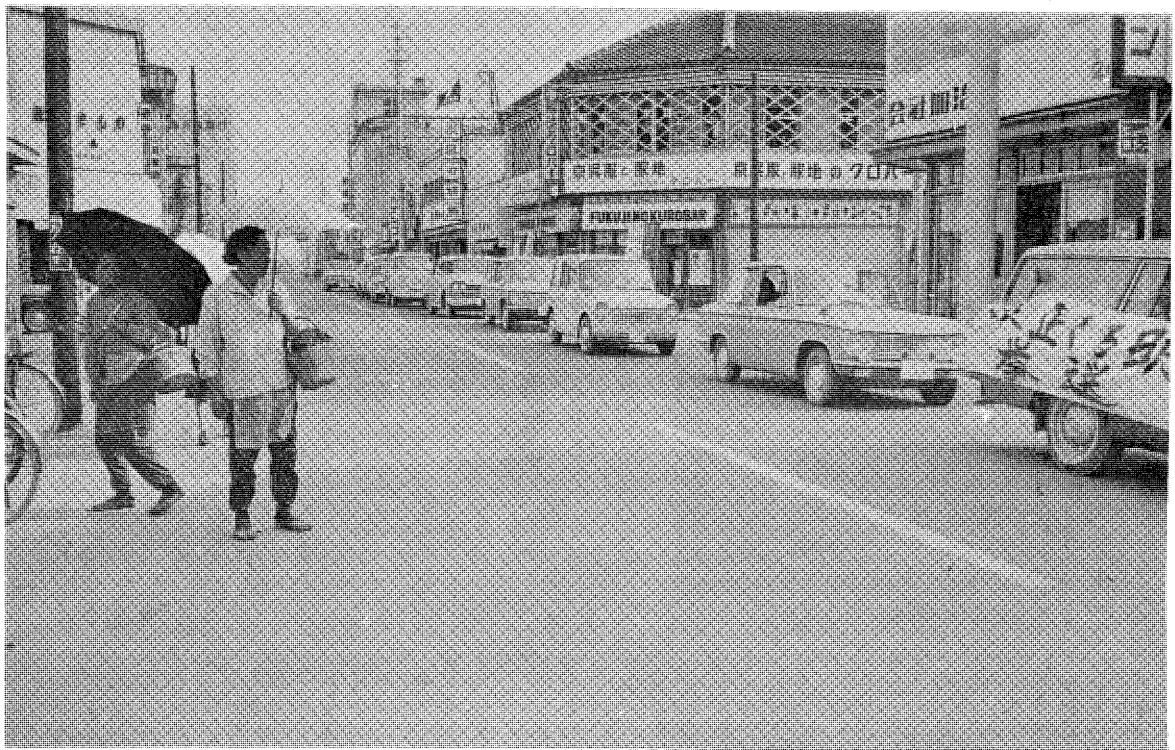
かじき

全ご家庭に、もれなく配布

第138号

43.6.27発行

発行所 加治木町役場
発行者 曾木 隆輝
担当者 向江 巧
編集者 中元 邦夫
印刷所 吉屋印刷所



青年団がきれいな選挙を呼びかける

参議院議員の選挙を間近にひかえ、町内の6つの青年会で結成している町青年団体連絡協議会では、6月22日午後一時半から明るく正しい選挙推進の町内啓発パレードを行ないました

このパレードに参加した青年（男女）40数名は、持ち寄った10数台の自家用車にそれぞれ分乗し、2班に分かれ4時間にわたって町内一円をパレードしました。

部落や沿道のいたるところで、地区のみなさんの歓迎を受けましたが、とくに田植えのところ

では、田んぼの中からみんなが腰を伸ばして立ち上がり帽子や手を振って、ほこりにまみれた青年たちに力強い声援を送っている風景も見られました。

このパレードには加治木町明るく正しい選挙推進協議会の委員10名も同乗して、青年たちといっしょに「棄権防止と義理・人情にとらわれず、買収・供應などに惑わされないよう、正しいきれいな選挙」を強く呼びかけました。

写真=蒲生田通りで呼びかけるパレード隊

新しい県税

七月一日から自動車取得税

七月一日から自動車取扱税が新たに適用されます。これは国道にくらべて立ちおくれた県や市町村道の整備を急速におし進めようとする目的で新設されたものです。

この税は、県で賦課し、徴収されますが、県は納付された税額を一定の割合によって、市町村に交付することとなっています。

▲次のような自動車の取得に課税されます。

道路運送車両法第三条に定められた自動車（新車、中古車を問わない）のうち、普通自動車、三輪以上の小型自動車、三輪以上の軽自動車を取得した人に課税されます。

自動車の売買契約（月賦購入など）、売主がその自動車の所有権を留保しているときでもその買主、その買主に変更があった場合は、新しく買主となつた者に、それ課税されます。ただし、この場合、後日所有権が売主から買主に移転した場合（たとえば、月賦代金を完済したとき）は、もちろん課税されません。

▲買い取った自動車の性能が良好でないなどの理由で取得の日から一月以内に販売業者に自動車を返さる人は……

還した場合、この場合は納税の義務が免除され、納付された税金は払戻しとなります。

▲相続による自動車の取得、法人の合併などによる自動車の取得など、形式的に所有権が移転した場合、地法税法の一部改正により、原動機付自転車と農耕作業用小型特殊自動車についての月割り課税の制度が廃止されました。

つまり原付自転車（単車一二五cc以下）と農耕作業用小型特殊自動車については、賦課期日（四月一日）後に廃車しても、その年度分の税金は納めていた大切なことになり、賦課期日後に新らしく所有者となつた場合は、その年度分月割り課税はなく、次の年度分から課税されることになります。

この税は、県で賦課し、徴収されますが、県は納付された税額を一定の割合によって、市町村に交付することとなっています。

▲次のような自動車の取得に課税されます。

道路運送車両法第三条に定められた自動車（新車、中古車を問わない）のうち、普通自動車、三輪以上の軽自動車を取得した人に課税されます。

自動車の売買契約（月賦購入など）、売主がその自動車の所有権を留保しているときでもその買主、その買主に変更があった場合は、新しく買主となつた者に、それ課税されます。ただし、この場合、後日所有権が売主から買主に移転した場合（たとえば、月賦代金を完済したとき）は、もちろん課税されません。

▲買い取った自動車の性能が良好でないなどの理由で取得の日から一月以内に販売業者に自動車を返さる人は……

課税の計算方法

自動車を取得した価格の百分の三が税額となります。ただ無償で

取得したとか、その他特別な事情があつて通常の取引き価格以下で

取得した場合は、通常の取引き価

格として税額を計算します。

しかし、取引き価格が十万円以下の場合には、免税になります。

▲納稅の方法

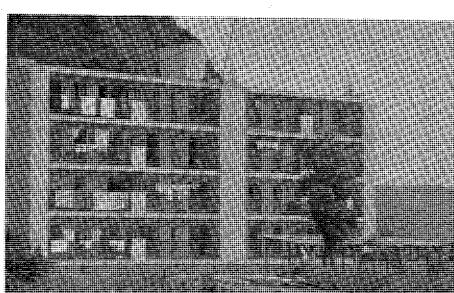
自動車を取得し、道路運送車両法の規定に基づいて、登録または届け出をする際、自動車取得税の申告書を提出し、同時に県が発行する証紙をはって納入します。証

紙を買ってはること 자체が納税ということになります。

自動車の取得価格を少なく申告した場合とか、または申告がなさないときは、調査のうえ税額を更正し、または決定しますが、このようなときは延滞金、不申告加算金、過少申告加算金、重加算金などが加算されます。また不正の行為によって脱税があつたときは三年以下の懲役、または五十万円以下の罰金が課せられることになります。非常に不利な取り扱いを受け行方不明になります。

警察官の宿舎が完成

四階建て十六戸



完成した宿舎

加治木警察署の警察官宿舎が完成しました。

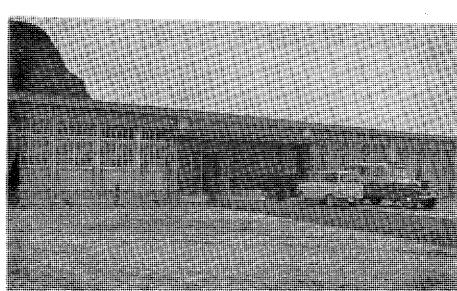
この宿舎は非常の場合、警察官が直ちに現場や本署へ出動ができる体制をもつ目的でつくられたもので、県が総工費二千四百万円の費用をかけて建設しました。これからは本署からも非常連絡も一ヵ所ですむことになり、警察官の出勤が今までより、なおスピード・アップされることになります。

この宿舎はこれまで隼人栗野、大口の三か市町にあつたものを、四月から統合されて当町に建設されたものです。建坪面積三百三十平方メートル。鉄筋平屋建総工費千八百八十万円。

五月二十八日落成式を終え、家畜の保健衛生所としてスタートしました。

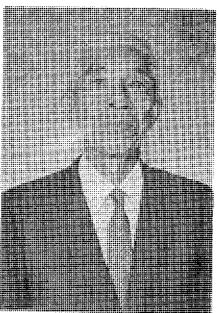
お買物は

町内の商店で



完成した家畜保健衛生所

「松くい虫」を徹底して駆除しよう



叙勲おめでとう

岩沢藤夫さん

昭和四十三年春の叙勲に、町内（城）の岩沢藤夫さんが、自治功勞者として勳六等瑞宝章をうけられました。

▼駆除は早期に皮はぎと薬剤散布で被害木がでたら、ただちに切り倒し、玉切りして根株、幹とともに直径五センチの部分まで皮をはぎ、その皮や枝葉、うら木などに一リューベ当たり（幹材）七リットルの薬剤を、ビッショりぬれしたたるほどに散布してください。

とくに枝やうら木の下がわに十分かけ、はいだ皮は、なるべくいか所に集めて散布してください。自力で駆除できない人は、町の駆除作業班に

自分の山に、また他人の山でも

被害を発見したら、その足でただちに町役場（経済課）へ通報して駆除対策をたてましょう。そして自分で駆除のできない人は、その旨を届け出て経費の負担などを協議し、町の駆除作業班に頼みましょう。

▼未駆除材の移動や駆除命令の違反は罰せられます。被害木で皮のはいでないもの、または「松くい虫」の付着している丸太などを移動した人（荷主、運送者）や駆除命令に違反した人は処罰されます。

詳しいことは町（経済課）へ

駆除方法や駆除用機械器具、また薬剤のことなど、詳しいことは町役場（経済課）か林業改良指導員（農林事務所）へ相談してください。

町の防除作業班長は

次のかたがたです。

五千円	本町	大迫恒弘（母ニワ）	五千円	小陣	住吉愛之（母キン）
三千円	新富町	安楽藤一郎（妻サヲ）	三千円	吉原	水谷正光（長男正明）
三千円	辺川下	栗元正実（母アグリ）	三千円	下浜	岡元広志（長女久子）
二千円	仮屋町	北郷泰董（妻メサ）	二千円	札立	仮屋義弘（義母是枝スエマツ）
二千円	朝日町	松田利男（父盛吉）	三千円	杭城校区婦人会	町育英奨学資金寄付へ
三千円	打次男	迫班一米沢寅吉	三千円	江登	上嶽班一久木田虎二
三千円	須崎	市来原	三千円	西浦班一鶴田悟	ひなば班一鹿屋敬二
五千円	郡山シナ	（夫源次）	五千円	近	西浦班一鶴田悟
五千円	班一市来原	静男	五千円	仮屋町	石野景義（妻エイ）
五千円	中郷班一小竹原		五千円	班一	官園富清（父甚兵衛）
二千円	追		二千円	須崎	郡山利徳（母ツルカメ）
三千円	港町	中村護（父三左エ門）	三千円	港町	野田義男（妻田鶴子）
三千円	萩原	測辺元治（母岩子）	三千円	萩原	安藤旭（父直）
三千円	限原	内村ヒデ（夫源次）	三千円	限原	曾木隆輝（次男晃二）
三千円	須崎		三千円	須崎	西汐入
三千円	本町	大迫恒弘（母ニワ）	三千円	本町	衣類など四十九点（社協へ）
三千円	大迫恒弘	（母ニワ）	三千円	大迫恒弘	（母ニワ）
三千円	○六月十五日までのご寄付を掲載しました。（紙面の都合で掲載がおくれましたことをお詫び申し上げます）		三千円	○六月十五日までのご寄付を掲載しました。（紙面の都合で掲載がおくれましたことをお詫び申し上げます）	

香典返しを寄付

社会福祉協議会へ

岩沢さんは明治二十四年生まれで現在七十六歳。大正八年加治木

町書記を振り出しに収入役代理兼税務主任、大正十三年鹿児島県税査員となり在職十七年、その間会計課長、地方課長など歴任、昭和十六年鹿屋市庶務課長を経て助役となり、終戦後まで五年間、鹿屋市の基礎づくりに終止し、昭和二十一年退職、昭和二十四年加治木町助役となり三期十二年の間、戦後の加治木町の復興町政の発展につとめました。

退職後も常に町の顧問格として町政の進展、助言をされておりま

す。

香典お返しのかわりにご寄付をおいただきました。厚くお礼申し上げます。

金額	御遺族	故人	金額	御遺族	故人
二千円	西汐入	平川鉄夫（母竹内エイ）	一万円	西汐入	安藤旭（父直）
三千円	辺川中	神園秀夫（叔母イセマツ）	五千円	天神	塙屋シヅエ（父藤市）
五千円	新町	渡辺ハナノ（夫清）	五千円	仮屋町	曾木隆輝（次男晃二）

犬の放し飼いはやめましょ

▲犬は、つないで飼いましょう。
▲犬には、毎年登録と狂犬病の予防注射を受けさせてください。
▲鑑札と注射済票は犬につけてください。
▲犬が不要になつたときは、保健所に届出て犬を引きとつてもらいましょう。無料です。

「地籍調査」

本町は三十九年度から国土調査法に基づいて地籍調査を実施しています。今年度は市来原川内、西浦など北地区に六・八五平方キロメートルを実施します。

地籍調査は現在の土地台帳および手繪図を全面的に改正する重大な仕事です。この調査は皆さんの土地所有権を法的に確立しようとすると、皆さんが設置された境界杭一本一本がそのまま地籍図として記録され、今後永久に線として記録され、今後永久に

ことしは小山田北部を実施

本町の美化にぜひ必要

ちり処理場視察報告

郡西部四か町では、ちり処理場や火葬場をつくることを検討することになり、さしあたり、加治木町と始良町の町長、議長は、縦貫道起工式に参加したついでに熊本佐賀、長崎方面のちり処理場を、六月十一日と十二日に見てまわりました。

観察した中で、長崎県大村市ものが、いちばんよくできていたようです。完全に焼けて灰も少なく、不燃物(ビン・カンヅメのからなど)はよりわけて、別のところにもつて行って捨てていました。決してまたないとか、汚水な

できるだけ早く、建設にふみきろ
うと話し合いました。

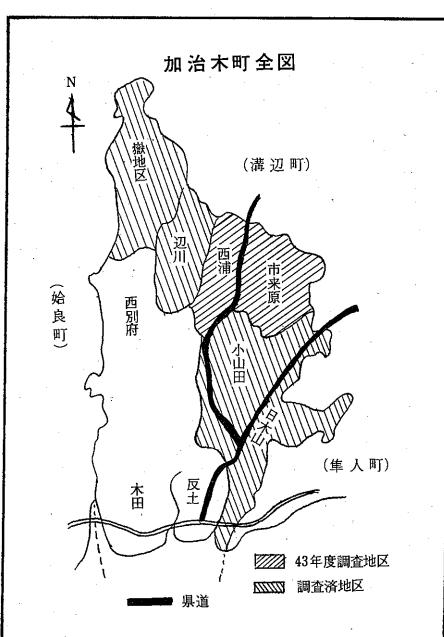
七月の衛生」よみ

ども出す、不潔感もなく煙突の煙も一度水の中を通しますので付近に迷惑は全然かけていません。経費もあまりかかりずでているよ

うです。運搬費とか、集める回数などから見て、市街地に近い所にある方がむしろ、得と見受けました。

将来の本町の美化とか清掃環境衛生の面から見て、この施設はぜひ必要であり、また、ちり捨て場はきたないという先入感は、やりかたによつては完全に誤りだった

までも毎週水曜日の午後七時から八時半までの間、二十数名の団員たちが信用金庫ホールで、責任者の田淵義衛さんを中心に行間のつかれも忘れて練習に励んでおり、これまでに二十数曲をものにしています。



境界を決定づけるきわめて重要な調査です。

この調査が順調にすすめられるよう、ご協力ください。

小浜氏長さん

昨年の町文化祭で町民に披露しましたが、ことしは、もっといい歌を町民にお聞かせしたいと団員たち大いに張り切っています。

グループ紹介

加治木混声合唱団

町内の歌を友とする人たちが集まり、昨年の五月に加治木混声合唱団クリア・ボイスを結成しました。団員は学生(大学)や店員、公務員、会社員、商業などで現在六十名をこえていますが、仕事や勤務の都合で全員そろうのは、なかなかだということです。



さあはじめましょう

電話番号がかわりました。

町教育委員会 > の電話番号は
町公民館

2193番(代表)です。

課題解決のための組織へ

地区公民館の自主的活動に期待

わたしたちの町では、昭和四十一年度以来部落組織が自治会制度にかわり、百の部落自治会ともそれが目標に向って、各自の特性を生かしながら自治会長さんを中心活動が進められてきました。特に、最近組織体制づくりのため、いろいろ検討がなされている部落も多いですが、今までのしきたりを一朝にしてかえるということは困難な問題でもありますし、魅力ある組織のことで望ましい運営ができるまでには、今後よほど深い検討が続けられねばなりません。

そこで、この百を数える部落自治会を基盤に部落組織を適正規模にもつていくことや、役員の任期に關する問題など、日常住民に接しながら町政に対する論議を吸収し、町政に反映させること、部落相互間の融和と協調性の確立をはかること、社会教育の浸透を期すること等々、これら多くの問題を解決してゆくため町と部落との間に、地域総合開発組織として十五の地区を新しくつくり、住みよい豊かな明るい町を築いてゆこうといふ考えのもとに誕生した組織がご承知のとおり地区自治会です。從来この十五地区には世話人が一人づつ置かれその目的を達成するため、各地区世話人が中心に

なつて地区の方々の協力のもとに明るい町づくりをめざして努力がなされてきました。その間組織の面で、運営上の面で、いろいろ論議されてきましたが、四十三年度三年目を迎えるあたり、過去を反省し、よりよき組織の中で、よりよき運営をするために幾度か検討がなされました。その結果四十三年度からこの地区自治会制度を十分生かし、その機能を發揮させるために従来の地区制度はそのままの形でとどめ、任務、役割を明確にして、各地区公民館を中心とする社会教育活動の体制を整えることが望ましいとして、名称

○部落公民館の活動への助言、協力。

○地区内部落公民館長（自治会長）連絡協議会の定期的開催（毎月一回を原則とす）。

○町および町公民館から要請のある各種会合への協力参加。

○地区を主体とした諸行事計画の立案と実践。

○その他、組織の充実強化と運営の合理化。

各地区に置かれる地区公民館長は、地区住民の中から選出されることになりますが、選出の方法は毎年四月上旬に地区内の適任者を各部

落ごとに推せんし、推せんされた人の中から地区内部落公民館長（自治会長）連絡協議会において、

一、使用期間 七月十一日から十四月末日まで。

二、使用日時 毎週月曜日と木曜日の午後七時から九時まで

三、使用許可の制限

① 使用は団体（五人以上のグループ）以外は使用できません。

② 希望者はあらかじめの責任者をきめて、三日前までに名簿を提出しなければなりません。

希望者は次の事項を留意のうえ

※定期例地区公民館長会に出席して下さい。

申込用紙は公民館にあります

付しますが、使用当日は必ず登録証を持参ください。使用

は登録証を提示しないと入館できません。

入館中は運動ズックかシューズを使用すること。

四、運動種目 バレーボール、卓球、民踊、

体育リクリエーション。

次に地区公民館長を紹介します。

常に自から研修につとめ、町公民館と密接な連絡をとりながら、

町社会教育計画の線に添つて、地区内の社会教育活動を推進する。

○部落公民館の活動への助言、協

力。

○地区内部落公民館長（自治会長）連絡協議会の定期的開催（毎月一回を原則とす）。

○町および町公民館から要請のある各種会合への協力参加。

○地区を主体とした諸行事計画の立案と実践。

○その他、組織の充実強化と運営の合理化。

各地区に置かれる地区公民館長は、地区住民の中から選出されることになりますが、選出の方法は毎年四月上旬に地区内の適任者を各部

落ごとに推せんし、推せんされた人の中から地区内部落公民館長（自治会長）連絡協議会において、

一、使用期間 七月十一日から十四月末日まで。

二、使用日時 每週月曜日と木曜日の午後七時から九時まで

三、使用許可の制限

① 使用は団体（五人以上のグループ）以外は使用できません。

② 希望者はあらかじめの責任者をきめて、三日前までに名簿を提出しなければなりません。

希望者は次の事項を留意のうえ

※定期例地区公民館長会に出席して下さい。

申込用紙は公民館にあります

付しますが、使用当日は必ず

登録証を持参ください。使用

は登録証を提示しないと入館

できません。

入館中は運動ズックかシューズ

を使用すること。

四、運動種目 バレーボール、卓球、民踊、

体育リクリエーション。

次に地区公民館長を紹介します。

常に自から研修につとめ、町公民館と密接な連絡をとりながら、

町社会教育計画の線に添つて、地区内の社会教育活動を推進する。

○部落公民館の活動への助言、協

力。

○地区内部落公民館長（自治会長）連絡協議会の定期的開催（毎月一回を原則とす）。

○町および町公民館から要請のある各種会合への協力参加。

○地区を主体とした諸行事計画の立案と実践。

○その他、組織の充実強化と運営の合理化。

各地区に置かれる地区公民館長は、地区住民の中から選出されることになりますが、選出の方法は毎年四月上旬に地区内の適任者を各部

落ごとに推せんし、推せんされた人の中から地区内部落公民館長（自治会長）連絡協議会において、

一、使用期間 七月十一日から十四月末日まで。

二、使用日時 每週月曜日と木曜日の午後七時から九時まで

三、使用許可の制限

① 使用は団体（五人以上のグループ）以外は使用できません。

② 希望者はあらかじめの責任者をきめて、三日前までに名簿を提出しなければなりません。

希望者は次の事項を留意のうえ

※定期例地区公民館長会に出席して下さい。

申込用紙は公民館にあります

付しますが、使用当日は必ず

登録証を持参ください。使用

は登録証を提示しないと入館

できません。

入館中は運動ズックかシューズ

を使用すること。

四、運動種目 バレーボール、卓球、民踊、

体育リクリエーション。

次に地区公民館長を紹介します。

常に自から研修につとめ、町公民館と密接な連絡をとりながら、

町社会教育計画の線に添つて、地区内の社会教育活動を推進する。

○部落公民館の活動への助言、協

力。

○地区内部落公民館長（自治会長）連絡協議会の定期的開催（毎月一回を原則とす）。

○町および町公民館から要請のある各種会合への協力参加。

○地区を主体とした諸行事計画の立案と実践。

○その他、組織の充実強化と運営の合理化。

各地区に置かれる地区公民館長は、地区住民の中から選出されることになりますが、選出の方法は毎年四月上旬に地区内の適任者を各部

落ごとに推せんし、推せんされた人の中から地区内部落公民館長（自治会長）連絡協議会において、

一、使用期間 七月十一日から十四月末日まで。

二、使用日時 每週月曜日と木曜日の午後七時から九時まで

三、使用許可の制限

① 使用は団体（五人以上のグループ）以外は使用できません。

② 希望者はあらかじめの責任者をきめて、三日前までに名簿を提出しなければなりません。

希望者は次の事項を留意のうえ

※定期例地区公民館長会に出席して下さい。

申込用紙は公民館にあります

付しますが、使用当日は必ず

登録証を持参ください。使用

は登録証を提示しないと入館

できません。

入館中は運動ズックかシューズ

を使用すること。

四、運動種目 バレーボール、卓球、民踊、

体育リクリエーション。

次に地区公民館長を紹介します。

常に自から研修につとめ、町公民館と密接な連絡をとりながら、

町社会教育計画の線に添つて、地区内の社会教育活動を推進する。

○部落公民館の活動への助言、協

力。

○地区内部落公民館長（自治会長）連絡協議会の定期的開催（毎月一回を原則とす）。

○町および町公民館から要請のある各種会合への協力参加。

○地区を主体とした諸行事計画の立案と実践。

○その他、組織の充実強化と運営の合理化。

各地区に置かれる地区公民館長は、地区住民の中から選出されることになりますが、選出の方法は毎年四月上旬に地区内の適任者を各部

落ごとに推せんし、推せんされた人の中から地区内部落公民館長（自治会長）連絡協議会において、

一、使用期間 七月十一日から十四月末日まで。

二、使用日時 每週月曜日と木曜日の午後七時から九時まで

三、使用許可の制限

① 使用は団体（五人以上のグループ）以外は使用できません。

② 希望者はあらかじめの責任者をきめて、三日前までに名簿を提出しなければなりません。

希望者は次の事項を留意のうえ

※定期例地区公民館長会に出席して下さい。

申込用紙は公民館にあります

付しますが、使用当日は必ず

登録証を持参ください。使用

は登録証を提示しないと入館

できません。

入館中は運動ズックかシューズ

を使用すること。

四、運動種目 バレーボール、卓球、民踊、

体育リクリエーション。

次に地区公民館長を紹介します。

常に自から研修につとめ、町公民館と密接な連絡をとりながら、

町社会教育計画の線に添つて、地区内の社会教育活動を推進する。

○部落公民館の活動への助言、協

力。

○地区内部落公民館長（自治会長）連絡協議会の定期的開催（毎月一回を原則とす）。

○町および町公民館から要請のある各種会合への協力参加。

○地区を主体とした諸行事計画の立案と実践。

○その他、組織の充実強化と運営の合理化。

各地区に置かれる地区公民館長は、地区住民の中から選出されることになりますが、選出の方法は毎年四月上旬に地区内の適任者を各部

落ごとに推せんし、推せんされた人の中から地区内部落公民館長（自治会長）連絡協議会において、

一、使用期間 七月十一日から十四月末日まで。

二、使用日時 每週月曜日と木曜日の午後七時から九時まで

三、使用許可の制限

① 使用は団体（五人以上のグループ）以外は使用できません。

② 希望者はあらかじめの責任者をきめて、三日前までに名簿を提出しなければなりません。

希望者は次の事項を留意のうえ

※定期例地区公民館長会に出席して下さい。

申込用紙は公民館にあります

付しますが、使用当日は必ず

登録証を持参ください。使用

は登録証を提示しないと入館

できません。

入館中は運動ズックかシューズ

を使用すること。

四、運動種目 バレーボール、卓球、民踊、

体育リクリエーション。

次に地区公民館長を紹介します。

常に自から研修につとめ、町公民館と密接な連絡をとりながら、

町社会教育計画の線に添つて、地区内の社会教育活動を推進する。

○部落公民館の活動への助言、協

力。

○地区内部落公民館長（自治会長）連絡協議会の定期的開催（毎月一回を原則とす）。

○町および町公民館から要請のある各種会合への協力参加。

○地区を主体とした諸行事計画の立案と実践。

○その他、組織の充実強化と運営の合理化。

各地区に置かれる地区公民館長は、地区住民の中から選出されることになりますが、選出の方法は毎年四月上旬に地区内の適任者を各部

落ごとに推せんし、推せんされた人の中から地区内部落公民館長（自治会長）連絡協議会において、

一、使用期間 七月十一日から十四月末日まで。

二、使用日時 每週月曜日と木曜日の午後七時から九時まで

三、使用許可の制限

① 使用は団体（五人以上のグループ）以外は使用できません。

② 希望者はあらかじめの責任者をきめて、三日前までに名簿を提出しなければなりません。

希望者は次の事項を留意のうえ

※定期例地区公民館長会に出席して下さい。

申込用紙は公民館にあります

付しますが、使用当日は必ず

登録証を持参ください。使用

は登録証を提示しないと入館

できません。

入館中は運動ズックかシューズ

を使用すること。

四、運動種目 バレーボール、卓球、民踊、

体育リクリエーション。

次に地区公民館長を紹介します。

常に自から研修につとめ、町公民館と密接な連絡をとりながら、

町社会教育計画の線に添つて、地区内の社会教育活動を推進する。

○部落公民館の活動への助言、協

力。

○地区内部落公民館長（自治会長）連絡協議会の定期的開催（毎月一回を原則とす）。

○町および町公民館から要請のある各種会合への協力参加。

○地区を主体とした諸行事計画の立案と実践。

○その他、組織の充実強化と運営の合理化。

各地区に置かれる地区公民館長は、地区住民の中から選出されることになりますが、選出の方法は毎年四月上旬に地区内の適任者を各部

落ごとに推せんし、推せんされた人の中から地区内部落公民館長（自治会長）連絡協議会において、

一、使用期間 七月十一日から十四月末日まで。

二、使用日時 每週月曜日と木曜日の午後七時から九時まで

三、使用許可の制限

① 使用は団体（五人以上のグループ）以外は使用できません。

② 希望者はあらかじめの責任者をきめて、三日前までに名簿を提出しなければなりません。

希望者は次の事項を留意のうえ

※定期例地区公民館長会に出席して下さい。

申込用紙は公民館にあります

付しますが、使用当日は必ず

登録証を持参ください。使用

は登録証を提示しないと入館

できません。

入館中は運動ズックかシューズ

を使用すること。

四、運動種目 バレーボール、卓球、民踊、

体育リクリエーション。

次に地区公民館長を紹介します。

常に自から研修につとめ、町公民館と密接な連絡をとりながら、

町社会教育計画の線に添つて、地区内の社会教育活動を推進する。

○部落公民館の活動への助言、協

力。

○地区内部落公民館長（自治会長）連絡協議会の定期的開催（毎月一回を原則とす）。

○町および町公民館から要請のある各種会合への協力参加。

○地区を主体とした諸行事計画の立案と実践。

○その他、組織の充実強化と運営の合理化。

各地区に置かれる地区公民館長は、地区住民の中から選出されることになりますが、選出の方法は毎年四月上旬に地区内の適任者を各部

落ごとに推せんし、推せんされた人の中から地区内部落公民館長（自治会長）連絡協議会において、

一、使用期間 七月十一日から十四月末日まで。

二、使用日時 每週月曜日と木曜日の午後七時から九時まで

三、使用許可の制限

① 使用は団体（五人以上のグループ）以外は使用できません。

② 希望者はあらかじめの責任者をきめて、三日前までに名簿を提出しなければなりません。